

平成27会計年度における協議会等開催計画

事務総局会議配布資料
(平成27.2.3 総一印)

(中央協議会等)

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議内容 | 協議員等 | 所管局課 | 総人員 |
|----|---------------------|------------|----|-----------------------------------|---|---------|-----|
| 1 | 長官、所長会同 | 6月17日、18日 | 2日 | 当面の司法行政上の諸問題 | 高裁長官、地・家裁所長 | 総務局 | 84人 |
| 2 | 長官事務打合せ | 11月26日、27日 | 2日 | 司法行政上の諸問題 | 高裁長官 | 総務局 | 8人 |
| 3 | 長官事務打合せ | 3月10日 | 1日 | 司法行政上の諸問題 | 高裁長官 | 総務局 | 8人 |
| 4 | 高裁事務局長事務打合せ | 未定(2回) | 1日 | 司法行政上の諸問題 | 高裁事務局長 | 総務局 | 8人 |
| 5 | 高裁総務課長等事務打合せ | 11月18日 | 1日 | 総務事務全般の連絡協議 | 高裁の総務課長及び文書企画官 | 総務局 | 16人 |
| 6 | 高裁首席書記官事務打合せ | 11月11日 | 1日 | 書記官事務全般の連絡協議 | 高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官 | 総務局 | 16人 |
| 7 | 人事関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 5月 | 2日 | 人事行政等事務全般の連絡協議 | 高裁事務局次長 | 人事局 | 8人 |
| 8 | 人事事務打合せ(高裁人事課長) | 10月 | 2日 | 人事行政事務全般の連絡協議 | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 人事局 | 16人 |
| 9 | 人事事務打合せ(高裁人事課長) | 2月 | 2日 | 人事行政事務全般の連絡協議 | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 人事局 | 16人 |
| 10 | 経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 9月 | 2日 | 経理行政等事務全般の連絡協議 | 高裁事務局次長 | 経理局 | 8人 |
| 11 | 経理関係等事務打合せ(高裁事務局次長) | 2月 | 2日 | 経理行政等事務全般の連絡協議 | 高裁事務局次長 | 経理局 | 8人 |
| 12 | 経理事務打合せ(高裁会計課長) | 10月 | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議 | 高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 経理局 | 16人 |
| 13 | 経理事務打合せ(高裁会計課長) | 2月 | 2日 | 経理行政事務全般の連絡協議 | 高裁会計課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人 | 経理局 | 16人 |
| 14 | 調停委員協議会及び調停委員表彰式 | 10月22日 | 1日 | 1 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項 2 最高裁長官表彰 | 民事調停委員、家事調停委員 | 民事局・家庭局 | 58人 |
| 15 | 民事事件担当裁判官事務打合せ | 7月9日 | 1日 | 右陪席からみた部の機能の活性化及び争点整理の在り方 | 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松及び中小規模庁3庁の地裁裁判官各1(東京、大阪は各2)(右陪席) | 民事局 | 18人 |

(2月3日開議)

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 協議事項 | 協議員等 | 所管局課 | 総人員 |
|----|----------------------|--------|----|---|---|------|-----|
| 16 | 簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ | 11月ころ | 1日 | 簡裁の民事裁判における地裁との連携の在り方と役割分担について | 高裁所在地にある各簡裁並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸各簡裁の裁判官1人並びに上記簡裁を管轄する地裁の裁判官1人及び同地裁(東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌を除く)の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人、東京簡裁民事首席書記官並びに大阪、名古屋、福岡及び札幌の各簡裁首席書記官1人 | 民事局 | 39人 |
| 17 | 刑事事件担当裁判官協議会 | 9月～10月 | 1日 | 刑の一部執行猶予制度の導入等に関し考慮すべき事項 | 刑事事件を担当する裁判官 | 刑事局 | 21人 |
| 18 | 首席家庭裁判所調査官事務打合せ | 5月 | 1日 | 高裁の所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項 | 高裁所在地にある家裁の首席家庭裁判所調査官 | 家庭局 | 8人 |

平成27会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 開催事項 | 協賛局長 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|----------------|--------------------|-------|---|--|--------------------------|----------|--------|
| 1 | 広報担当者協議会 | 12月～翌年1月 | 0.5日 | 1 適時、適切な報道対応を行う上での留意事項について(裁判員制度広報を含む。) 2 報道機関や一般国民に対し、迅速かつ適切な情報提供を図り、充実した広報活動を展開する上で考慮すべき事項(裁判員制度広報を含む。) 3 家庭裁判所における報道対応及び一般広報について | 1 高裁の総務課長、同課課長補佐及び広報係長 2 地裁及び家裁の総務課長(小規模庁等で地家裁のいずれか一方の総務課長を総務(広報)担当課長とする庁については、高裁の判断により、同課長のみを協議員とすることも可) | 各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催) | 広報課 | 124人 |
| 2 | 首席書記官等協議会 | 1月～2月 | 1日 | 書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等 | 高地家裁の首席書記官及び地家裁の部総括裁判官(具体的な対象範囲は未定) | 各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催) | 総務局 | 未定 |
| 3 | 人事関係事務協議会 | 6月～7月 | 1日 | 人事事務の処理に関し考慮すべき事項 | 高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局長 | 各高裁 | 人事局 | 116人 |
| 4 | 人事管理協議会 | 9月～10月 | 1日 | 人事管理上の諸問題 | 高裁の事務局次長及び人事課長、地家裁の事務局次長 | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 人事局 | 約130人 |
| 5 | 経理関係事務協議会 | 6月～7月 | 0.5日 | 経理事務の処理に関し考慮すべき事項 | 高裁の事務局次長及び会計課長、地家裁の事務局長 | 各高裁 | 経理局 | 111人 |
| 6 | 会計課長協議会 | 1月～2月 | 1日 | 予算の適正執行及び効率的執行に関し、考慮すべき事項 | 高裁の事務局次長、会計課長及び同課企画官、地家裁の会計課長 | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 経理局 | 77人 |
| 7 | 簡易裁判所民事実務研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日～2日 | 簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項 | 簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 8 | 新任民事調停委員研修会 | 各地裁で決定(原則として4月～7月) | 2日 | 民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得 | 新任民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 9 | 新任民事調停委員ケース研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日 | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得 | 新任民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 10 | 民事調停委員研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得 | 2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 11 | 民事調停委員ケース研究会 | 各地裁で決定(6月～翌年3月) | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得 | 民事調停委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 開催事由 | 開催場所等 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|-----------------------------------|-----------------------|-------|---|---|----------------------|------------|---------------|
| 12 | 調停運営協議会及び調停委員表彰式 | 各高裁で決定 (9月～11月) | 1日 | 1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰 | 各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員 | 各高裁 | 民事局 家庭局 | 各高裁で決定 |
| 13 | 鑑定委員協議会 | 開催する地裁で決定 (6月～12月) | 1日 | 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項 | 東京及び大阪各地裁の鑑定委員 | 開催する地裁で決定 | 民事局 | 開催する地裁で決定 |
| 14 | 新任司法委員研修会 | 各地裁で決定 (1月～3月) | 0.5日 | 司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得 | 新任司法委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 15 | 司法委員研究会 | 各地裁で決定 (6月～翌年3月) | 1日～2日 | 司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得 | 司法委員 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 16 | 民事事件担当裁判官協議会 | 12月～翌年1月 | 1日 | 民事訴訟の審理運営(部の機能の活性化・争点整理)等に関し考慮すべき事項 | 各高裁の民事事件を担当する裁判官各1人及び各地裁の民事事件を担当する裁判官各1人(部総括) | 各高裁(合同開催で3開催、開催地未定) | 民事局 | 58人 |
| 17 | 管財人等協議会 | 各地裁で決定 (9月～翌年3月) | 1日 | 倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項 | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等 | 各地裁 | 民事局 | 各地裁で決定 |
| 18 | 民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会 | 10月～11月 | 0.5日 | 1 民事執行事件の更なる運用改善のために取り組むべき事項 2 倒産事件の適正処理に関し考慮すべき事項 | ①各高裁民事首席書記官1人 ②各地裁の執行及び倒産担当の裁判官1人(執行、倒産を担当している部が異なる場合には2人とすることも可) ③各地裁の民事首席書記官又は民事次席書記官1人 | 各高裁(合同開催)4庁で実施予定 | 民事局 | 110人 (見込み) |
| 19 | 刑事事件担当裁判官協議会 | 1月 | 1日 | 1 裁判員制度の運用に関し考慮すべき事項 2 刑の一部執行猶予制度等の運用等について | 高・地裁の裁判官 | (合同開催)4高裁で開催(開催地は未定) | 刑事局 | 68人 |
| 20 | 刑事鑑定研究会 | 各地裁で決定 (6月～翌年3月) | 0.5日 | 刑事事件の鑑定を巡る諸問題 | 学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で決定 |
| 21 | 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会 | 各地裁で決定 (10月～翌年3月) | 0.5日 | 医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項 | 精神保健判定医及び精神保健参事員候補者並びに地裁の裁判官 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で決定 |
| 22 | 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会 | 各高裁で決定 (6月～翌年3月) | 0.5日 | 犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等 | 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官、書記官各1人に参加してもらう予定) | 各高裁 | 刑事局 家庭局 | 各高裁で決定 |

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 開催事項 | 参加対象 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|----------------------------|--------------------------|------|---|--|---|----------|--------|
| 23 | 法廷通訳基礎研修 | 各地裁で決定 (4月～翌年3月) | 1日 | 法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で決定 |
| 24 | 法廷通訳セミナー | 各高裁で決定 (6月～翌年3月) | 2日 | 中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官 | 各高裁所在地にある地裁 (東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁) | 刑事局 | 各高裁で決定 |
| 25 | 法廷通訳フォローアップセミナー | 東京、大阪各高裁で決定 (9月～翌年3月) | 2日 | 上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官 | 東京、大阪各地裁 | 刑事局 | 各高裁で決定 |
| 26 | 刑の一部執行猶予制度等に関する関係機関との連絡協議会 | 各地裁で決定(1月～2月) | 1日 | 刑の一部執行猶予制度の導入等に関し考慮すべき事項(刑事事件担当裁判官協議会(ブロック番号19)の議論を踏まえて行う) | 地裁の裁判官(支部を含む)、検察官、弁護士及び保護観察所の職員 | 各地裁 | 刑事局 | 各地裁で決定 |
| 27 | 簡易裁判所判事協議会 | 2月 | 1日 | 1 刑の一部執行猶予制度等の運用について 2 令状事務の処理に関し考慮すべき事項 3 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項 | 地裁本庁所在地の司掌簡裁判事1名、刑事事件担当簡裁判事2名、開催地所在の地裁判事1名 | (一部合同開催) 東京、大阪(大阪、高松)、仙台(仙台、札幌)、名古屋(名古屋、広島)、福岡 | 刑事局 | 155人 |
| 28 | 検察審査会事務局長研究会 | 6月～10月 | 0.5日 | 検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討 | 地裁本庁所在地の検察審査会事務局長(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会の事務局長) | 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松 | 刑事局 | 50人 |
| 29 | 労働審判員研修会 | 各地裁で決定 (4月～6月) | 1日 | 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得 | 新任労働審判員 | 各地裁 | 行政局 | 各地裁で決定 |
| 30 | 労働審判員研究会 | 各地裁で決定 (原則として9月～12月) | 1日 | 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得 | 労働審判員 | 各地裁 | 行政局 | 各地裁で決定 |
| 31 | 知的財産権訴訟研究会 | 10月～11月 | 0.5日 | 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題 | 知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁 | 東京高裁 (知財高裁) | 行政局 | 22人 |

| 番号 | 種別 | 開催時期 | 会期 | 開催内容 | 協賛機関 | 開催地 | 所管局 課 | 総人員 |
|----|----------------------|----------------------|-------|---|---|--|----------|---------|
| 32 | 知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会 | 11月～12月 | 0.5日 | 知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方 | 1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員（知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る） （注）主催は知財高裁 | 東京高裁（知財高裁） | 行政局 | 知財高裁で決定 |
| 33 | 新任家事調停委員研修会 | 各家裁で決定（原則として4月～7月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識の習得 | 新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 34 | 家事調停委員研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得 | 家事調停委員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 35 | 家事調停委員ケース研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得 | 家事調停委員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 36 | 家庭裁判所家事実務研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事事件の処理に関し考慮すべき事項 | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 37 | 家事関係機関との連絡協議会 | 開催自体も各家裁で決定（5月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項 | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉・医療関係その他の協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定 | 各家裁で決定 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 38 | 少年保護関係機関等との連絡協議会 | 開催自体も各家裁で決定（5月～翌年3月） | 1日～3日 | 少年事件の取扱い上連絡調整を必要とする事項 | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係機関の職員の中から、協議事項、各庁の実情等を考慮して選定 | 各家裁で決定 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 39 | 新任参与員研修会 | 各家裁で決定（1月～3月） | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得 | 新任参与員又はこれに準ずる参与員 | 各家裁で決定 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 40 | 参与員研究会 | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得 | 参与員 | 各家裁の本庁又は支部 | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 41 | 首席家庭裁判所調査官協議会 | 1月～2月 | 1日 | 1 家庭裁判所調査官の調査事務等に関し考慮すべき事項 2 首席家庭裁判所調査官の執務に関し考慮すべき事項 | 首席家庭裁判所調査官 | （合同開催）※予定 東京（東京、仙台）、大阪（大阪、札幌）、名古屋（名古屋、高松）、福岡（福岡、広島） | 家庭局 | 50人 |
| 42 | 家事事件担当裁判官等協議会 | 各家裁で決定（1月～2月） | 1日 | 家事事件手続法の運用上の諸問題 | 高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官 | 各高裁（一部合同開催で6庁開催、開催地未定） | 家庭局 | 各高裁で決定 |